

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則</u></p> <p> 第 1 節 <u>目的等（第 1 条－第 5 条）</u></p> <p> 第 2 節 <u>電磁的方法による通知又は請求等（第 6 条・第 7 条）</u></p> <p>第 2 章 <u>社債等の範囲等（第 8 条－第 11 条）</u></p> <p>第 3 章 <u>発行者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社（第 12 条－第 15 条の 3）</u></p> <p>第 4 章 <u>機構加入者</u></p> <p> 第 1 節 <u>口座開設手続（第 16 条－第 18 条）</u></p> <p> 第 2 節 <u>機構加入者による届出等（第 19 条）</u></p> <p> 第 3 節 <u>機構加入者口座の廃止（第 20 条）</u></p> <p> 第 4 節 <u>機構加入者が法令等に違反した場合の措置（第 21 条・第 22 条）</u></p> <p>第 5 章 <u>口座管理機関</u></p> <p> 第 1 節 <u>口座開設手続（第 23 条－第 26 条）</u></p> <p> 第 2 節 <u>間接口座管理機関に係る機構の承認（第 27 条－第 32 条）</u></p> <p>第 6 章 <u>短期社債等の振替等に関する取扱い</u></p> <p> 第 1 節 <u>振替口座簿（第 33 条－第 36 条）</u></p> <p> 第 2 節 <u>新規記録手続（第 37 条－第 42 条）</u></p> <p> 第 3 節 <u>振替手続（第 43 条・第 43 条の 2）</u></p> <p> 第 4 節 <u>機構における振替手続の特例（第 44 条－第 50 条）</u></p> <p> 第 5 節 <u>抹消手続（第 51 条・第 52 条）</u></p> <p> 第 6 節 <u>機構における抹消手続（第 53 条－第 58 条）</u></p> <p>第 6 章の 2 <u>一般債の振替等に関する取扱</u></p>	<p>（新設）</p>

い

- 第1節 振替口座簿 (第58条の2-第58条の5)
- 第2節 新規記録手続 (第58条の6-第58条の13)
- 第3節 振替手続 (第58条の14・第58条の15)
- 第4節 機構における振替手続の特例 (第58条の16-第58条の23)
- 第5節 抹消手続 (第58条の24・第58条の25)
- 第6節 機構における抹消手続 (第58条の26-第58条の29)
- 第7節 償還金及び利金の取扱い (第58条の30・第58条の31)
- 第6章の3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い
 - 第1節 振替口座簿 (第58条の32-第58条の35)
 - 第2節 新規記録手続 (第58条の36-第58条の42)
 - 第3節 振替手続 (第58条の43-第58条の46)
 - 第4節 抹消手続 (第58条の47・第58条の48)
 - 第5節 機構における解約時抹消手続 (第58条の49-第58条の54)
 - 第6節 機構における償還時抹消手続 (第58条の55-第58条の57)
 - 第7節 信託の併合に係る記録手続の特例 (第58条の58-第58条の60)
 - 第8節 投資信託受益権の分割に関する記録手続 (第58条の61-第58条の65)
 - 第9節 投資信託受益権の併合に関する記録手続 (第58条の66-第58条の72)
- 第7章 手数料 (第59条)
 - 第7章の2 加入者保護信託 (第59条の2)
- 第8章 超過記録又は記載に係る義務の履

行

第1節 機構の超過記録に係る義務の履行 (第60条・第61条)

第2節 口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履行 (第62条)

第3節 投資信託受益権の場合の読み替え (第62条の2)

第9章 加入者集会 (第63条―第66条)

第10章 発行者の通知事項 (第67条)

第11章 雑則 (第68条―第78条)

附則

(目的)

第1条 この規程は、社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。以下「法」という。) 第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」という。) が行う社債等 (次条第2号に規定する社債等をいう。) の振替に関する業務 (以下「社債等振替業」という。) の実施に関し必要な事項を定める。

2 (略)

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(29) (略)

(30) 機関口座 第60条に規定する機構の超過記録に係る義務を履行する目的のため、機構が自己のために社債等の振替を行うための口座をいう。

(31)～(34) (略)

(35) 解約口 DVP決済及び非DVP決済を行うために機構が便宜的に設ける口座で、解約若しくは信託の併合に係る抹消又は投資信託受益権の併合により減少記録される投資信託受益権の口数に係る情報を一時的に記録するための口座をいう。

(目的)

第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号。以下「法」という。) 第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」という。) が行う社債等 (次条第2号に規定する社債等をいう。) の振替に関する業務 (以下「社債等振替業」という。) の実施に関し必要な事項を定める。

2 (略)

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(29) (略)

(30) 機関口座 第60条に規定する機構の消却義務を履行する目的のため、機構が自己のために社債等の振替を行うための口座をいう。

(31)～(34) (略)

(35) 解約口 DVP決済及び非DVP決済を行うために機構が便宜的に設ける口座で、解約又は信託の併合に係る抹消により減少記録される投資信託受益権の口数に係る情報を一時的に記録するための口座をいう。

(36)～(40) (略)

(投資信託受益権の範囲)

第8条の3 機構は、法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項又は第49条第1項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として社債等振替業において取り扱う。

2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(4) (略)

(5) 投資信託約款において投資信託受益権の分割又は併合の定めがあるものにあつては、当該投資信託約款において、投資信託受益権の分割又は併合により増加又は減少する投資信託受益権の口数については、振替機関等が備える振替口座簿における当該振替機関等の各加入者の口座（顧客口を除く。）ごとに算出し、その算出された口数に1口に満たない端数が生じるときは、その端数を切り捨てる（併合の場合にあつては切り上げる）旨の定めがあるもの

第17条 削除

(36)～(40) (略)

(投資信託受益権の範囲)

第8条の3 機構は、法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権 （投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち、法第13条第1項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第4条第1項又は第49条第1項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として社債等振替業において取り扱う。

2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(4) (略)

(新設)

（口座開設金等の納入）

第17条 前条の規定により口座の開設を認められた者は、機構が指定する期日までに、第59条第2項の規定により定める口座開設金及びシステム接続準備手数料を機構に納入しなければならない。納入した口座開設金及びシステム接続準備手数料は、事由の

第 28 条 削除

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 33 条 (略)

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

(1)～(4) (略)

(5) その他社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成 14 年政令第 362 号。以下「政令」という。)で定める事項

3～5 (略)

第 8 節 投資信託受益権の分割に関する記録
手続

(投資信託受益権の分割に係る発行者からの
通知)

第 58 条の 61 特定の銘柄の投資信託受益権
について分割をしようとする場合には、当
該投資信託受益権の発行者は、機構に対し、
次に掲げる事項の通知をしなければならない。
い。

(1) 当該分割に係る投資信託受益権の銘柄
(以下この節において「分割銘柄」とい
う。)

(2) 次のイの総口数の次のロの総発行口数
に対する割合(以下この節において「増
加比率」という。)

イ 分割により受益者が受ける当該投資
信託受益権の総口数

ロ 分割前の当該投資信託受益権の総発
行口数

いかんを問わず返還しない。

(間接口座管理機関定額負担金の納入)

第 28 条 前条の規定により口座の開設を認
められた間接口座管理機関は、機構が定め
るところにより、機構に第 59 条第 2 項の規
定により定める間接口座管理機関定額負担
金を納入しなければならない。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

第 33 条 (略)

2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を記録する。

(1)～(4) (略)

(5) その他社債等の振替に関する法律施行
令(平成 14 年政令第 362 号。以下「政令」
という。)で定める事項

3～5 (略)

(新設)

(新設)

(3) 分割の日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知は、分割の日の 2 週間前までに、所定の書面により行わなければならない。

3 機構は、発行者から第 1 項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その内容を通知する。

4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、直ちに、当該通知に係る投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、第 1 項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

（口座管理機関における分割記録及び通知）

第 58 条の 62 前条第 3 項から第 5 項までの通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、分割の日において、次に掲げる措置を行わなければならない（機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあつては、第 1 号に掲げるものに限る。）。

（新設）

(1) その備える振替口座簿中の分割銘柄の投資信託受益権についての記録又は記載がされている口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている口数（解約済み又はその申請中の口数を除く。）に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記録又は記載

(2) 直近上位機関に対する前号の規定により増加の記録又は記載をした口数の通知

2 前項第 2 号又は第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければな

らない（機構加入者にあつては、第 1 号に掲げるものに限る。）。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における当該通知を受けた口数についての増加の記録又は記載

(2) 直近上位機関に対する前項第 1 号の規定により増加の記録又は記載がされた口数及び直近下位機関から同項第 2 号又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

(分割情報に係る機構への通知)

第 58 条の 63 第 58 条の 61 第 3 項から第 5 項までの通知があつた場合には、当該通知を受けた機構加入者は、分割の日において、機構に対し、分割により増加記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。 (新設)

(1) 前条第 1 項第 1 号の規定により増加の記録又は記載がされた口数及び直近下位機関から同項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号の規定により通知を受けた口数

(2) 自己の機構加入者口座の自己口に記録がされている分割銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み又はその申請中の口数を除く。）に増加比率を乗じた口数（その口数に 1 に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(3) 前 2 号について増加の記録がされるべき区分口座

(4) 指定販売会社。ただし、発行者による直接募集等の場合にあつては、直接募集等を行う当該発行者とする。

(5) その他規則で定める事項

(機構における分割記録)

第 58 条の 64 機構は、機構加入者から前条に規定する通知を受けた場合には、当該通知に係る銘柄の投資信託受益権が記録された当該機構加入者の口座の前条第 3 号に規 (新設)

定する区分口座において、前条第1号及び第2号の口座につき、増加の記録を行う。

- 2 前項の記録を行った場合には、機構は発行者、当該機構加入者及び受託会社に対し、当該増加記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(分割前の口座に係る通知)

第58条の65 第58条の61第3項から第5項までの通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該分割に係る投資信託受益権の口座及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口座について、規則に定める方法により、通知をしなければならない。 (新設)

- 2 機構は、分割の日の前日のその備える振替口座簿における機構加入者口座に記録がされている当該分割に係る投資信託受益権の口座及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口座について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

第9節 投資信託受益権の併合に関する記録
手続 (新設)

(投資信託受益権の併合に係る発行者からの通知)

第58条の66 特定の銘柄の投資信託受益権について併合をしようとする場合には、当該投資信託受益権の発行者は、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。 (新設)

- (1) 当該併合に係る投資信託受益権の銘柄
(以下この節において「受益権併合銘柄」

という。)

(2) 1 から次のイの総発行口数の次のロの総発行口数に対する割合を控除した割合(以下この節において「減少比率」という。)

イ 併合後の当該投資信託受益権の総発行口数

ロ 併合前の当該投資信託受益権の総発行口数

(3) 併合の日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知は、併合の日の2週間前までに、所定の書面により行わなければならない。

3 機構は、発行者から第1項の通知を受けた場合には、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、その内容を通知する。

4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、直ちに、当該通知に係る投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

(口座管理機関における併合記録及び通知)

第58条の67 前条第3項から第5項までの通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、併合の日において、次に掲げる措置を行わなければならない(機構加入者又は顧客口を有する口座管理機関にあっては、第1号に掲げるものに限る。)

(新設)

(1) その備える振替口座簿中の受益権併合銘柄の投資信託受益権についての記録又は記載がされている口座(顧客口を除く。)に記録又は記載がされている口数(解約済み又はその申請中の口数を除

く。)に減少比率をそれぞれ乗じた口数
(その口数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に
ついての減少の記録又は記載

(2) 直近上位機関に対する前号の規定により
減少の記録又は記載をした口数の通知

2 前項第2号又は第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、
直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。

(1) 当該通知をした口座管理機関の口座の
顧客口における当該通知を受けた口数に
ついての減少の記録又は記載

(2) 直近上位機関に対する前項第1号の規定により減少の記録又は記載がされた口
数及び直近下位機関から同項第2号又は
この号の規定により通知を受けた口数の
通知

(発行者への通知)

第58条の68 前条第1項第1号に規定する
減少の記録又は記載をした口座管理機関が
受益権併合銘柄の指定販売会社ではない場
合(当該減少記録又は記載をした口座が受
益権併合銘柄の指定販売会社の自己口のみ
である場合を除く。)には、当該口座管理機
関は、受益権併合銘柄の指定販売会社(当
該投資信託受益権の振替元である指定販売
会社又は直接募集を行う発行者をいう。次
項において同じ。)に対し、前条第1項第1
号の規定により減少の記録又は記載をした
口数並びに機構が備える振替口座簿におい
て減少記録すべき機構加入者の名称及び区
分口座を通知しなければならない。

(新設)

2 第58条の66第3項から第5項までの通
知を受けた機構加入者のうち、機構が備え
る振替口座簿における自らの機構加入者口
座の自己口に受益権併合銘柄の投資信託受
益権についての記録又は記載がされている
者であって、かつ、受益権併合銘柄の指定

販売会社でない者は、受益権併合銘柄の指定販売会社に対し、自らの機構加入者口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに当該機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

- 3 受益権併合銘柄の指定販売会社である口座管理機関は、発行者に対し、前条第1項第1号の規定により減少の記録又は記載をした口数、前2項の規定により通知を受けた口数及びその直近上位機関が備える振替口座簿における自らの口座の自己口に記録又は記載がされている受益権併合銘柄の投資信託受益権の口数（解約済み及びその申請中の口数を除く。）に減少比率を乗じた口数（その口数に1に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）並びに機構が備える振替口座簿において減少記録すべき機構加入者の名称及び区分口座を通知しなければならない。

（減少口数等に係る発行者からの通知）

第58条の69 前条第3項の通知があった場合には、当該通知を受けた発行者は、機構に対し、受益権の併合に伴い減少記録される投資信託受益権の情報として次に掲げる事項を通知しなければならない。

（新設）

- (1) 前条第3項の規定により通知を受けた口数
- (2) 減少の記録がされるべき機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 指定販売会社。ただし、発行者による直接募集等の場合にあつては、直接募集等を行う当該発行者とする。
- (4) その他規則で定める事項

（解約口への記録）

第 58 条の 70 機構は、発行者から前条に規定する通知を受けた場合には、直ちに、当該通知の内容を解約口へ記録し、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、当該記録内容及び規則で定める事項を通知する。

(新設)

(機構における併合記録)

第 58 条の 71 前条の通知を受けた機構加入者は、当該通知の内容を確認するとともに、これを承認するときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(新設)

2 機構は、前項の通知を受けた場合には、解約口に記録した口数につき機構加入者の口座の減少の記録を行う。

3 前項の減少記録を行った場合には、機構は発行者及び当該機構加入者に対し、当該減少記録を行った旨その他規則で定める事項を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(併合前の口数に係る通知)

第 58 条の 72 第 58 条の 66 第 3 項から第 5 項までの通知を受けた口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、併合の日の前日のその備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座（顧客口を除く。）に記録又は記載がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則に定める方法により、通知をしなければならない。

(新設)

2 機構は、併合の日の前日のその備える振替口座簿における機構加入者口座に記録がされている当該併合に係る投資信託受益権の口数及び前項の規定により機構加入者から通知を受けた当該投資信託受益権の口数について、規則で定める方法により、発行者に対して通知する。

(手数料)

第 59 条 発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者、間接口座管理機関並びに第 70 条に規定する利害関係人は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を、機構に納入しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程への委任)

第 59 条の 2 加入者保護信託に関し必要な事項は、加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程で定める。

(削る)

(手数料)

第59条 発行者、発行代理人及び支払代理人並びに機構加入者等は、次の各号に掲げる手数料及び次項の規定により決定される手数料を、機構に納入しなければならない。

(1) 新規記録手数料

(2) 振替手数料

(3) 口座残高管理手数料

2 前項その他規程に掲げる手数料の料率、前項その他規程に掲げる手数料以外の手数料及びその料率並びに納入方法は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(加入者保護信託に関する事項)

第 59 条の 2 機構は、委託者として、法第 52 条に規定する金融機関（以下「受託者」という。）との間で加入者保護信託契約（法第 56 条に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する。

2 機構は、加入者保護信託に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省・財務省令第 4 号。以下「加入者保護信託命令」という。）及び加入者保護信託契約に基づき、本章に規定するところにより、受託者に対し、負担金及び第 59 条の 10 第 3 項に規定する過年度負担金につき、その額の算定、支払方法の決定、通知及び収納その他これらに関連する事務を委託する。

(単年度積立額の配分)

第 59 条の 3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額（加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の信託事務年度ごとの金額をいう。以下同じ。）は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれ

の振替機関が備える法第12条第3項に規定する振替口座簿に記録された金額（定時償還銘柄である場合には実質金額、投資信託受益権である場合には振替口座簿に記録された口数に当該銘柄の1口当たりの元本金額を乗じた金額（1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）をいう。次項において同じ。）に応じて配分されるものとする。

2 機構は、機構が備える振替口座簿（この規程以外の業務規程（機構が法に基づき定めるものに限る。以下この章及び第9章において同じ。）に規定する振替口座簿を含む。以下この章において同じ。）について、平成15年度から平成19年度までの各信託事務年度の3月31日（以下「算定基準日」という。）における金額（以下「算定基礎金額」という。）の総額を翌年度4月末日（当日が機構の休業日に当たる場合には次の営業日）までに受託者に通知する。

3 受託者は、次の算式により、第1項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該算定の結果得られた金額（1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）を機構に通知しなければならない。

単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度に配分される金額

$$\text{三 単年度積立額} \times \frac{\text{機構の備える振替口座簿における算定基礎金額の総額}}{\text{それぞれの振替機関が備える法第12条第3項に規定する振替口座簿における算定基礎金額の総額}}$$

（負担金の額の算定方法）

第59条の4 機構の負担金の額は、単年度積立額のうち、前条第1項の規定により機構を振替機関とする振替制度に配分された金額の3%相当額（1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）とする。

2 口座管理機関（この規程以外の業務規程に規定する口座管理機関を含み、法第44条

（削る）

第1項第13号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。) ごとの負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) 定額負担金

口座管理機関ごとに15万円とする。

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額(1円に満たない端数が生じた場合には切り上げる。)とする。

$$\text{比例負担金} = \frac{\text{単年度積立額のうち機構を振替機構とする振替制度に配分された金額}}{\text{前項に規定する機構の負担金の額及び前号に規定する定額負担金の総額}}$$

口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額(下位機関(この規程以外の業務規程に規定する下位機関を含む。以下この章において同じ。)に係る算定基礎金額を除く)・・・(a)

×

$$\frac{\text{すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額}}{\text{前項に規定する機構の負担金の額及び前号に規定する定額負担金の総額}}$$

(負担金の支払方法及び支払期限)

第59条の5 機構は、算定基準日における口座管理機関の名称、住所その他規則で定める事項について、当該算定基準日の属する信託事務年度の翌年度4月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。

2 口座管理機関は、当該口座管理機関が備える振替口座簿について、算定基礎金額の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る算定基礎金額を除く。)を当該算定基準日の属する信託事務年度の翌年度4月末日までに受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の期限までに通知が到達しない場合には、通知が到達しない口座管理機関に対して、翌年度5月末日を期限として、速やかに当該通知をするよう適宜の方法により督促する。この場合において、受託者は当該督促を行った口座管理機関及び当該期限までに通知が到達しなかった口座管理機関の名称を速やかに機構に通知す

(削る)

(削る)

る。

4 受託者は、振替機関等（この規程以外の業務規程に規定する口座管理機関を含む。以下この章において同じ。）ごとの負担金の額を前条の規定に基づき算定し、当該負担金の額を支払期限及び支払方法とともに翌年度 6 月末日までに振替機関等に通知する。

5 前項の支払期限は、算定基準日の属する信託事務年度の翌年度 7 月末日とし、支払方法は受託者が指定する口座への入金その他の受託者の定める方法とする。

(負担金の額の確定)

第 59 条の 6 受託者が、前条第 4 項により負担金の額を通知した後に、同条第 1 項及び第 2 項に規定する通知の内容に誤りがあること（通知がないことを含む。）が判明した場合であっても、口座管理機関の負担金の額は変更しないものとする。

(削る)

(積立ての期間)

第 59 条の 7 加入者保護信託に係るこの規程による積立ては、各算定基準日において負担金の支払義務を有する振替機関等が、当該算定基準日の属する信託事務年度に係る積立てを行う。

2 前項の積立ては、平成 15 年度の算定基礎金額を基準として算定する平成 15 年度に係る積立てから開始し、平成 19 年度の算定基礎金額を基準として算定する平成 19 年度に係る積立てにおいて終了する。

(削る)

(途中参加における取扱い)

第 59 条の 8 平成 16 年度以降に口座管理機関となった場合における当該口座管理機関の負担金の取扱いについては、次の各号に掲げる口座管理機関となった時期の区分に従い当該各号に定めるところによる。

(1) 平成 16 年度以降、平成 19 年度までの

間に口座管理機関となった場合

口座管理機関となった日の属する信託事務年度に係る負担金の支払時において、平成 15 年度から当該信託事務年度の直前信託事務年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定額負担金を、当該負担金に加えて支払うものとする。

(2) 平成 20 年度以降に口座管理機関となった場合

平成 15 年度から平成 19 年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定額負担金を一括して支払うものとする。

2 機構は、前項第 2 号の口座管理機関に係る機構加入者口座（この規程以外の業務規程に規定する機構加入者口座を含む。以下この章において同じ。）の開設又は間接口座管理機関（この規程以外の業務規程に規定する間接口座管理機関を含む。以下この章において同じ。）の承認の申請について、当該申請を行った者（以下この条において「申請者」という。）に対し、2 週間以内の支払期限を定めて同号に規定する負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。

3 受託者は、機構から前項の通知を受けた場合には、申請者に対し、前項の負担金の額及び支払期限並びに受託者の定める支払方法を通知する。

4 申請者は、前 2 項の通知に従い、受託者に対し、負担金を支払わなければならない。

5 受託者は、申請者から前項の負担金の支払いを受けた場合には、機構に対しその旨を速やかに通知する。

6 機構は、前項の通知を受けた後でなければ、第 2 項の機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続を行わない。

(負担金の支払遅延時の取扱い)

(削る)

第 59 条の 9 受託者は、第 59 条の 5 第 4 項の振替機関等のうち、口座管理機関が同条第 5 項に規定する支払期限までに負担金の支払いを行わなかった場合には、当該口座管理機関に対して 3 週間以内の期限を定めて速やかに支払うよう適宜の方法により督促する。

2 前項の口座管理機関は、加入者保護信託の信託財産として、受託者に対し、法及び受託者の定めるところにより延滞金を支払わなければならない。

3 前項の延滞金の額は、当該口座管理機関に対して第 59 条の 5 第 4 項の規定により通知された負担金に対する未払額に、同条第 5 項に規定する支払期限の翌日からその支払いの日までの日数に応じ年 14.5 パーセントの割合を乗じて得た金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）とする。

(負担金の不払時の取扱い)

(削る)

第 59 条の 10 受託者は、前条第 1 項の督促を行った口座管理機関及び当該督促により設けた期限までに負担金の支払いを行わなかった口座管理機関の名称及び不払いとなった金額を機構に通知する。

2 機構は、本章に規定する義務を履行しない口座管理機関について、この規程に違反したものとして、必要と認める措置をとることができるほか、必要に応じ、当該口座管理機関の主務官庁と連携する。

3 第 1 項の負担金（以下「不払負担金」という。）については、不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度において負担金を支払う口座管理機関（平成 19 年度においては当該年度に係る負担金を支払う口座管理機関）が、次項に規定するところにより再割当てを受け、当該再割当てに係る金額（以下「過年度負担金」という。）を負担する。

4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。）とする。

(1) 平成 15 年度から平成 18 年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金

不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額（下位機関に係る算定基礎金額を除く）・・・（a）

三 不払負担金 ×

不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度におけるすべての口座管理機関に係る上記（a）の金額の総額

(2) 平成 19 年度に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金

平成 19 年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における算定基礎金額の総額（下位機関に係る算定基礎金額を除く）・・・（a）

=平成 20 年 8 月末日 ×
時点の不払負担金

平成 19 年度におけるすべての口座管理機関に係る上記（a）の金額の総額

5 過年度負担金に係る手続は、不払負担金の生じた信託事務年度の翌信託事務年度における負担金に係る手続と併せて行うものとする。ただし、前項第 2 号の場合においては、受託者は、同号の算式により過年度負担金を算定し、機構と協議の上決定した支払期限及び支払方法と併せて口座管理機関に通知する。

6 前 2 項の規定は、過年度負担金について不払いが生じた場合について準用する。

(機構に対する報告)

第 59 条の 11 受託者は、機構に対し、各信

(削る)

	<p><u>託事務年度における次の各号に掲げる事項を、当該各号に掲げる日までに報告する。</u></p> <p><u>(1) 第 59 条の 5 第 4 項により口座管理機関に通知した内容</u> <u>通知後速やかに</u></p> <p><u>(2) 口座管理機関ごとの負担金の収納額及び負担金の支払いを開始した信託事務年度</u> <u>各信託事務年度 8 月末日</u></p> <p><u>2 受託者は、機構に対し、加入者保護信託命令第 15 条各号に掲げる書類につき各信託事務年度終了後 3 か月を経過した日までに提出する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(口座管理機関の合併等における取扱い)</u></p> <p><u>第 59 条の 12 口座管理機関が合併、会社分割及び事業譲渡等を行った日の属する信託事務年度に係る負担金は、当該合併、会社分割及び事業譲渡等の当事会社のうち、当該信託事務年度の算定基準日における支払回数が多い会社を基準として、機構が支払回数及び支払金額を決定する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(信託事務年度の解釈)</u></p> <p><u>第 59 条の 13 この章において信託事務年度とは、特に定めのある場合を除き、加入者保護信託の信託事務年度をいう。</u></p>
<p>第 8 章 <u>超過記録又は記載に係る義務の履行</u></p> <p>第 1 節 <u>機構の超過記録に係る義務の履行</u></p> <p>(機構の<u>超過記録</u>に係る義務の履行に関する事項)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>第 2 節 <u>口座管理機関の超過記録又は記載に係る義務の履行</u></p> <p>(口座管理機関の<u>超過記録</u>又は記載に係る義務の履行に関する事項)</p>	<p>第 8 章 <u>消却義務の履行</u></p> <p>第 1 節 <u>機構による消却</u></p> <p>(機構の<u>消却義務</u>の履行に関する事項)</p> <p>第 60 条 (略)</p> <p>第 2 節 <u>口座管理機関による消却</u></p> <p>(口座管理機関の<u>消却義務</u>の履行に関する事項)</p>

<p>務の履行に関する事項)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>(<u>超過記録又は記載に係る義務の履行対象が投資信託受益権である場合の規定の読み替え</u>)</p> <p>第 62 条の 2 (略)</p>	<p>項)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>(<u>消却対象が投資信託受益権である場合の規定の読み替え</u>)</p> <p>第 62 条の 2 (略)</p>
<p>(<u>加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程への委任</u>)</p> <p>第 63 条 <u>加入者集会に関し必要な事項は、加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程で定める。</u></p>	<p>(<u>特定合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡の場合における加入者集会に関する事項</u>)</p> <p>第 63 条 <u>機構が、法第 25 条に規定する特定合併を行う場合、同法第 27 条に規定する新設分割を行う場合、同法第 29 条に規定する吸収分割を行う場合又は同法第 31 条に規定する事業譲渡を行う場合には、機構加入者（この規程以外の業務規程に規定する機構加入者を含む。この章において同じ。）による集会（以下「加入者集会」という。）の決議により、機構加入者の承認を受ける。</u></p> <p>2 <u>加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第 34 条から第 39 条まで及び一般振替機関監督命令第 23 条から第 31 条までの規定により取り扱う。</u></p> <p>(<u>加入者集会の議長</u>)</p>
<p>第 64 条 削除</p>	<p>第 64 条 <u>加入者集会の議長は、その招集のつど、機構の代表者が機構の役員及び職員のうちからこれを定める。</u></p>
<p>第 65 条 削除</p>	<p>(<u>電磁的方法による議決権の行使</u>)</p> <p>第 65 条 <u>加入者集会に出席しない機構加入者は、電磁的方法（主務省令で定めるものに限る。）により議決権を行使することができる。</u></p>
<p>第 66 条 削除</p>	<p>(<u>みなし賛成</u>)</p> <p>第 66 条 <u>機構加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しない場合には、</u></p>

<p>(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)</p> <p>第70条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって一般振替機関監督命令第24条第1項第1号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人（<u>法第277条</u>に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）についても、正当な理由があるときは、同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成したものとみなす。</u></p> <p>(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)</p> <p>第70条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって一般振替機関監督命令第24条第1項第1号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人（<u>法第128条</u>に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）についても、正当な理由があるときは、同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

2 社債等に関する業務規程の一部を改正する件（平成19年1月4日）

新	旧
<p>附 則</p> <p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権（法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権のうちこの改正規定による改正後の業務規程（以下「規程」という。）第8条の3第2項（<u>その投資信託約款において分割又は併合の定めがあり、かつ、受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第7項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）が存する投資信託にあつては、規程第8条の3第2項第5号中「投資信託約款において、投資信託受益権の分割又は併合」とあるのは、「投資信託約款において、投資信託受益権の銘柄の受益権の分割又は併合により増加又は減少する口数の算出を、当該銘柄の受益証券に係る口数と振替口座簿に記録又は</u></p>	<p>附 則</p> <p>(投資信託受益権の特例)</p> <p>第2条 特例投資信託受益権（法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権（<u>投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。</u>）のうちこの改正規定による改正後の業務規程（以下「規程」という。）第8条の3第2項に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであつて、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第8条から第8条の3まで、第11条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第26条第2項から第4項まで、第6章、第6章の2、第58条の36、第</p>

記載された投資信託受益権とを区分して行うものとし、投資信託受益権の分割又は併合」と読み替えるものとする。)に掲げる要件に該当するもののうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この規程の規定(第8条から第8条の3まで、第11条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第26条第2項から第4項まで、第6章、第6章の2、第58条の36、第68条の2及び第69条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例投資信託受益権(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 特例投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 特例投資信託受益権の受益証券の番号

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

68条の2及び第69条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例投資信託受益権(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 特例投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 特例投資信託受益権の受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第7項に規定する受益証券をいう。以下同じ。)の番号

(3)～(5) (略)

2・3 (略)

3 附 則

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 21 年 1 月 5 日）から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則（第 1 条－第 3 条）</u></p> <p>第 2 章 <u>社債等の範囲等（第 4 条）</u></p> <p>第 2 章の 2 <u>発行代理人、支払代理人、資 金決済会社、日銀ネット資金 決済会社及び受託会社（第 4 条の 2－第 4 条の 6）</u></p> <p>第 3 章 <u>機構加入者（第 5 条－第 6 条）</u></p> <p>第 4 章 <u>口座管理機関（第 7 条－第 9 条）</u></p> <p>第 5 章 <u>短期社債等の振替等に関する取扱 い</u></p> <p>第 1 節 <u>新規記録手続（第 10 条－第 14 条）</u></p> <p>第 2 節 <u>振替手続（第 15 条－第 15 条の 3）</u></p> <p>第 3 節 <u>機構における振替手続の特例 （第 16 条－第 18 条）</u></p> <p>第 4 節 <u>抹消手続（第 19 条・第 20 条）</u></p> <p>第 5 節 <u>機構における抹消手続（第 21 条 －第 27 条の 3）</u></p> <p>第 6 節 <u>口座処理の順位（第 27 条の 4）</u></p> <p>第 5 章の 2 <u>一般債の振替等に関する取扱 い</u></p> <p>第 1 節 <u>新規記録手続（第 27 条の 5－第 27 条の 12）</u></p> <p>第 2 節 <u>振替手続（第 27 条の 13－第 27 条の 16）</u></p> <p>第 3 節 <u>機構における振替手続の特例 （第 27 条の 17－第 27 条の 23）</u></p> <p>第 4 節 <u>抹消手続（第 27 条の 24・第 27 条の 25）</u></p> <p>第 5 節 <u>機構における抹消手続（第 27 条 の 26－第 27 条の 34）</u></p> <p>第 6 節 <u>口座処理の順位（第 27 条の 35）</u></p> <p>第 7 節 <u>償還金及び利金の取扱い（第 27 条の 36－第 27 条の 41）</u></p>	<p>(新設)</p>

第 5 章の 3 投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第 1 節 新規記録手続 (第 27 条の 42-第 27 条の 47)

第 2 節 振替手続 (第 27 条の 48-第 27 条の 50)

第 3 節 抹消手続 (第 27 条の 51・第 27 条の 52)

第 4 節 機構における解約時抹消手続 (第 27 条の 53-第 27 条の 57)

第 5 節 機構における償還時抹消手続 (第 27 条の 58・第 27 条の 59)

第 6 節 投資信託受益権の分割及び併合に関する記録手続 (第 27 条の 60-第 27 条の 63)

第 7 節 口座処理の順位 (第 27 条の 64)

第 6 章 発行者の通知事項 (第 28 条)

第 7 章 雑則 (第 29 条-第 31 条)

附則

(削る)

(削る)

第 6 節 投資信託受益権の分割及び併合に関する記録手続

(投資信託受益権の分割又は併合に係る発行者の通知事項)

第 27 条の 60 規程第 58 条の 61 第 1 項第 4 号又は規程第 58 条の 66 第 1 項第 4 号に規定する通知事項は、分割銘柄又は受益権併合銘柄の分割又は併合後の 1 口当たり元本とする。

第 5 章の 4 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項)

第 27 条の 61 規程第 59 条の 5 第 1 項に規定する事項は、負担金を支払う口座管理機関の全国銀行協会所定の統一金融機関番号 (統一金融機関番号をもたない口座管理機関については受託者の定める番号) 及び連絡先担当部署名をいう。

(新設)

(新設)

<p>(分割手続又は併合手続における通知事項)</p> <p><u>第 27 条の 61 規程第 58 条の 63 第 1 項第 5 号又は規程第 58 条の 69 第 4 号に規定する通知事項は、分割銘柄又は受益権併合銘柄の I S I Nコードとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(分割又は併合における記録済通知に係る事項)</p> <p><u>第 27 条の 62 規程第 58 条の 64 第 2 項に規定する通知事項は、分割の日及び規程第 58 条の 63 各号に掲げる事項とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 規程第 58 条の 71 第 3 項に規定する通知事項は、併合の日及び規程第 58 条の 69 各号に掲げる事項とする。</u></p>	
<p>(分割前又は併合前の口数に係る通知の方法)</p> <p><u>第 27 条の 63 規程第 58 条の 65 各項又は規程第 58 条の 72 各項に規定する方法は、電磁的記録媒体の交付又はその他機構が別に定める方法とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 7 節 口座処理の順位</u></p> <p>(口座振替等の処理順位)</p> <p><u>第 27 条の 64 (略)</u></p>	<p><u>第 6 節 口座処理の順位</u></p> <p>(口座振替等の処理順位)</p> <p><u>第 27 条の 60 (略)</u></p>
<p>別表 1 統合 W e b 端末等によるデータの授受 (別紙 (新) 参照)</p>	<p>別表 1 統合 W e b 端末等によるデータの授受 (別紙 (旧) 参照)</p>

2 社債等に関する業務規程施行規則の一部を改正する件 (平成 19 年 1 月 4 日)

新	旧
<p>(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告方法)</p> <p>第 7 条 機構が、規程附則第 11 条の規定により行う公告は、<u>社債、株式等の振替に関する</u></p>	<p>(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告方法)</p> <p>第 7 条 機構が、規程附則第 11 条の規定により行う公告は、<u>社債等の振替に関する命令</u></p>

る命令 (平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号)
附則第 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項に
定める方法により行う。

(平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号) 附則
第 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項に定め
る方法により行う。

4 附 則

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 21 年 1 月 5 日）から施行する。

統合Web端末等によるデータの授受

I. (略)

II. (略)

III. 投資信託受益権

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				
販社外振替情報				(略)
照会				(略)

2. ファイル伝送によるデータの授受 (口座ファイル伝送処理方式)

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				

3. (略)

4. CPU直結によるデータの授受 (照合ファイル伝送処理方式)

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				

統合Web端末等によるデータの授受

I. (略)

II. (略)

III. 投資信託受益権

1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				
販社外振替情報			(略)	
受益権分割	入力	受益権分割申請	分割日 9:00~17:00	
	出力	受益権分割申請受付通知	分割日 9:00~17:00	
		振替口座簿記録済通知 (受益権分割)	分割日 17:00	
照会			(略)	

2. ファイル伝送によるデータの授受 (ファイル伝送処理方式)

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				

3. (略)

4. CPU直結によるデータの授受 (チャネルファイル伝送処理方式)

業務	区分	データの種別	利用時間	備考
(略)				

社債等振替制度に係る手数料及びその料率を廃止する規則

社債等振替制度に係る手数料及びその料率を廃止する。

附 則

この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）第59条の規定に基づき、発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者、間接口座管理機関並びに規程第70条に規定する利害関係人（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において、規程又は社債等に関する業務規程施行規則の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(手数料)

第3条 徴収対象者は、別表に定める手数料（別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。）を機構が別に定めるところにより、機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発行者、発行代理人及び支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社、受託会社、機構加入者並びに間接口座管理機関
当月分について翌月の最終営業日まで
- (2) 規程第70条に規定する利害関係人
機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第5条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額100円につき1日4銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

附 則

この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

I. 短期社債等

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1口座につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とする。
システム接続準備手数料	発行者	発行者登録に係る処理	5万円
	発行代理人又は支払代理人としての指定を受けた者 ただし、発行代理人又は支払代理人として既に指定を受けている者を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理及び残高管理	引受ごとの引受金額（銘柄ごと）について (年換算) 1円につき 万分の0.19円 上記の年換算の徴収料率を適用した額に発行期間（発行日を含み、償還日を除く。）を乗じて365で除した額を月額とする。 ただし、上記の月額が10万円を超える場合には、10万円とする。
振替手数料	新規記録に係る発行者及び買方機構加入者	振替口座簿の記録内容の増額処理	DVP決済の場合 1件につき 100円
			非DVP決済の場合 1件につき 50円
	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
			非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
	抹消に係る発行者及び抹消申請機構加入者	振替口座簿の記録内容の減額処理	DVP決済の場合 1件につき 100円
			非DVP決済の場合 1件につき 50円
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	1件につき 50円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) 1円につき 万分の0.065円 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて365で除した額を月額とする。

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1ファイルにつき 500円 ただし、1ファイルの頁数が10頁を超える場合には、500円に当該ファイルの頁数が10頁を超える部分の1頁につき10円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
ダウンロード手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1件につき 100円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者及び発行代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円
			DVP決済の場合	1件につき 200円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円
			DVP決済の場合	1件につき 200円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円
			DVP決済の場合	1件につき 200円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者及び支払代理人	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円	
		DVP決済の場合	1件につき 200円	
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合	1件につき 50円	
		DVP決済の場合	1件につき 200円	

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
2. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。
3. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。

II. 一般債

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)及び信託口(5)(以下「保有口における各信託口」という。)並びに顧客口及び非居住者等口(以下「顧客口等」という。)はそれぞれ同一の口座名称とみなして取り扱う。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合(1)に該当する場合を除く。 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口及び顧客口等はそれぞれ同一の口座名称とみなして取り扱う。 5万円
システム接続準備手数料	発行代理人及び支払代理人としての指定を受けた者	システム接続開始に係る処理	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知	銘柄ごとの発行総額について
			(1) 1億円以下の部分 1円につき 万分の0.95円
			(2) 1億円超5億円以下の部分 (1)の料率の 80%
			(3) 5億円超10億円以下の部分 (1)の料率の 60%
			(4) 10億円超50億円以下の部分 (1)の料率の 40%
			(5) 50億円超100億円以下の部分 (1)の料率の 20%
			(6) 100億円超500億円以下の部分 (1)の料率の 10%
			(7) 500億円超1000億円以下の部分 (1)の料率の 5%
			(8) 1000億円超の部分 (1)の料率の 2.5%
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
			非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	1件につき 50円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算)

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
			(1) 5000 億円以下の部分	1 円につき 万分の 0.065 円
			(2) 5000 億円超 1 兆円以下の部分	(1) の料率の 60%
			(3) 1 兆円超 5 兆円以下の部分	(1) の料率の 40%
			(4) 5 兆円超 10 兆円以下の部分	(1) の料率の 20%
			(5) 10 兆円超 20 兆円以下の部分	(1) の料率の 10%
			(6) 20 兆円超 30 兆円以下の部分	(1) の料率の 5%
			(7) 30 兆円超の部分	(1) の料率の 2.5%
			上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が 10 万円に満たない場合の月額は 10 万円とする。	

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき	500 円
			ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。	
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき	500 円
			ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。	
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき	500 円
			ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。	
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき	500 円
社債権者集会用証明書交付手数料	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	社債権者集会用証明書の作成・交付	1 通につき	500 円
			ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。	
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき	100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき	100 円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人	決済未了時の処理	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率	
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
			非D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理		1 件につき 200 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者の支払代理人	決済未了時の処理	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
			非D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	非D V P 決済の場合	1 件につき 50 円	

- (注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合（他方の口座が開設済みの場合を除く。）に組の開設があったものとして計算する。
2. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
3. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、原則として、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
4. 特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。
5. 新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
6. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額（定時償還銘柄である場合には実質金額）の合計額を当該月の営業日数で除した額をいう。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿に記録された銘柄ごとの金額（定時償還銘柄である場合には実質金額）に80%を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
7. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が10万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、10万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。
8. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、原則として、各前月末の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。

Ⅲ. 短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率		
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録を受けた者（社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う場合に限る。） ただし、既に発行者、発行代理人、支払代理人又は機構加入者として社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っている場合を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円		
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分	1社につき	月額1万円
			業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき	月額1千円
資金決済情報配信手数料	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う資金決済会社	継続的な資金決済情報の配信処理	月額1万円		

- (注) 1. 端末接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を当該月の営業日数で除した額とする。
 2. 資金決済情報配信手数料については、表の徴収料率に定める金額に当該月の利用営業日数（資金決済情報の配信を受ける日数をいう。）を乗じて、当該月の営業日数で除した額とする。

IV. 投資信託受益権

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2口座以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、当該2口座以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を20万円に加算した金額とする。 20万円
			(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1口座につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1口座につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とする。
システム接続準備手数料	発行者	システム接続開始に係る処理	5万円
	受託会社としてシステム接続する者	システム接続開始に係る処理	5万円
	日銀ネット資金決済会社としてシステム接続する者 ただし、既に機構加入者として制度に参加している者又は受託会社としてシステム接続している者を除く。	システム接続開始に係る処理	5万円
システム接続料	統合Web端末の全利用者（発行者、機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	業務利用者ユーザID数が1以上5以下の部分 1社につき 月額1万円
		業務利用者ユーザID数が5超の部分	1ユーザIDにつき 月額1千円
	CPU接続（ファイル伝送、チャンネルファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をいう。以下同じ。）の全利用者（発行者、機構加入者、受託会社及び日銀ネット資金決済会社）	継続的なCPU接続によるシステム資源利用	1社につき 月額1万円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	承認1件につき 5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
新規記録手数料 （総発行残高管理手数料）	発行者	発行から償還までの発行残高管理	銘柄ごとの月中平均総発行残高について (年換算)
			(1) 10億円以下の部分 1円につき 万分の 0.19円
			(2) 10億円超50億円以下の部分 (1)の料率の 80%
			(3) 50億円超100億円以下の部分 (1)の料率の 60%
			(4) 100億円超500億円以下の部分 (1)の料率の 40%
			(5) 500億円超1000億円以下の部分 (1)の料率の 20%
			(6) 1000億円超5000億円以下の部分 (1)の料率の 10%
			(7) 5000億円超1兆円以下の部分 (1)の料率の 5%

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
			(8)1兆円超の部分 (1)の料率の 2.5% 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。
I S I Nコード付番手数料 (証券コード協議会への支払分)	発行者	証券コード協議会による I S I Nコード付番処理に対する支払分	1 銘柄につき 400 円
I S I Nコード管理手数料 (証券コード協議会への支払分)	発行者	証券コード協議会による I S I Nコード管理に対する支払分	証券コード協議会への支払分のうち固定料金部分 14 万円につき、発行者ごとに毎月の最終営業日終了時における取扱銘柄数で按分した金額とする。 月額 14 万円×発行者ごとの取扱銘柄数/機構取扱銘柄数合計
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の提供に係る処理	不特定多数に内容の提供をする場合 1 銘柄につき 200 円
			加入者（銘柄の受益者）に限定して内容の提供をする場合 1 銘柄につき 1,900 円
振替手数料	渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	(1) 異なる機構加入者の区分口座間の振替の場合 1 件につき 渡方 50 円 受方 50 円
			(2) 販社外振替情報管理機能を利用する振替の場合 1 件につき 渡方 300 円 受方 300 円
			(3) 同一機構加入者の区分口座間の振替の場合 1 件につき 渡方 5 円 受方 5 円
設定連絡手数料	発行者及び受託会社	発行に関する情報の送受信	1 件につき 発行者 5 円 受託会社 5 円
解約連絡手数料	発行者及び受託会社	抹消（解約）に関する情報の送受信	1 件につき 発行者 5 円 受託会社 5 円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) (1)500 億円以下の部分 1 円につき 万分の 0.065 円 (2)500 億円超 1000 億円以下の部分 (1)の料率の 80% (3)1000 億円超 3000 億円以下の部分 (1)の料率の 60% (4)3000 億円超 1 兆円以下の部分 (1)の料率の 40% (5)1 兆円超 3 兆円以下の部分 (1)の料率の 20% (6)3 兆円超 6 兆円以下の部分 (1)の料率の 10% (7)6 兆円超 10 兆円以下の部分 (1)の料率の 5% (8)10 兆円超の部分 (1)の料率の 2.5% 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。 ただし、上記の金額が 2 万円に満たない場合の月額は 2 万円とする。

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1ファイルにつき 500円 ただし、1ファイルの頁数が10頁を超える場合には、500円に当該ファイルの頁数が10頁を超える部分の1頁につき10円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄情報照会画面の情報照会を行った発行者、機構加入者及び受託会社	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
ダウンロード手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は銘柄情報照会データのダウンロードを行った発行者、機構加入者及び受託会社	データのダウンロード処理	1件につき 100円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
		決済未了時の処理	DVP決済の場合 1件につき 200円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
		決済未了時の処理	DVP決済の場合 1件につき 200円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者	決済未了時の処理	DVP決済の場合 1件につき 200円
		決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
	解約口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消（解約）申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る発行者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円	
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消（償還）申請機構加入者	決済未了時の処理	非DVP決済の場合 1件につき 50円

- (注) 1. 統合Web端末の全利用者に係るシステム接続料については、当該月の各営業日における業務利用者ユーザID数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。
2. CPU接続の全利用者に係るシステム接続料については、当該月にCPU接続を行っていた営業日数に徴収料率を乗じた額を、当該月の営業日数で除した額とする。
3. 新規記録手数料（総発行残高管理手数料）の算出に用いる月中平均総発行残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの総口数に当該銘柄の1口当たり元本金額を乗じた金額の合計を当該月の営業日数で除した金額をいう。
4. 口座残高管理手数料の算出に用いる月中平均口座残高とは、当該月の各営業日終了時における振替口座簿に記録された銘柄ごとの口数に当該銘柄の1口当たり元本金額を乗じた金額の合計額を当該月の営業日数で除した金額をいう。
5. 口座残高管理手数料については、表の徴収料率中のただし書きの適用により月額が2万円とされる機構加入者が当該月に口座を開設又は廃止した者である場合には、2

万円に口座を開設していた営業日数を乗じ、当該月の営業日数で除した額とする。

6. 決済未了処理手数料については、決済未了となった抹消（解約）又は抹消（償還）が償還日翌々営業日以降に再度繰越しとなった場合、繰越しの都度、決済未了手数料を徴収する。
7. 特例投資信託受益権についても、上記手数料の計算対象に含めるものとする。